

様式 2

不利益処分に係る処分基準

| | | |
|------------------|------------------------------|--|
| 処 分 の 名 称 | | 社会福祉法人に対する解散命令 |
| 根拠条例・規則等名 | | 社会福祉法 |
| 条 項 | | 第 5 6 条 第 8 項 |
| 所 管 部 課 | | 保健福祉局 福祉部 福祉総務課 (電話 : 048-829-1254) |
| 処 分 基 準 | 基 準 (未設定の場 合はその理 由) | 次のいずれかに該当する場合は、解散を命ずることができる。 (1)法令、法令に基づいて行う行政長の処分若しくは定款に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき。 (2)正当の事由がないのに1年以上にわたってその目的とする事業を行なわないとき。 |
| | 設定等年月日 | 平成15年4月1日設定 平成28年4月1日最終改正 |
| 備 考 | | |